けさせ、政府がそれに対して、交通費あるいは教材費として一日五百五十円を支払う。こういう話を聞いたわけです。そして三井鉱山が、一日三百円を支給する、という話を聞きました。それでお伺いするけれども、この被災者は家族もおられるのですよ。一家の支柱だと思うのですけれども、一日八百五十円で、一体その人たちが生活できるとお思いになるかどうか。どうなんでしょうか。

渡辺政府委員（労働省労働基準局長）荒尾の訓練所に入っておられます方は、一酸化炭素中毒になられましたあと、一応治癒されまして、認定された方々であるわけでございますが、そういう方々のなかには、にわかに社会に復帰するということにつきまして、長年の療養生活等々からいたされまして、困難な方があられるということで、そういう方々に対して、社会復帰を円滑ならしめるために、労災保険施設としての職能回復訓練施設におきまして、一定期間訓練を実施することにいたしておるわけでございますが、次官にお伺いしますけれども、三百円で、平均家族が、生活をやっていけるかどうか。三百円ですよ。

中山政府委員　三百円と、金額はおしかりを受けるかわかりませんが、現地の物価の状態と社会の環境なども、私は熟知いたしておりませんので、明確に、ご満足のいくような答えができないかもわかりませんけれども、今日の経済状況では、決して高額である、というふうには私は考えられません。

不思議でならぬ労働省

山本委員　炭鉱の離職をした人が訓練手当を受けるますね。これは労働省の所管ですよ。その月額の平均が二万八千二百二十円。そうしますと、この訓練にいかれる人が、三月十七日から訓練が始まって、四月十五日に三月分の賃金が支払われるわけですけれども、十三日分、六千百五十円しか払われておらぬというわけです。私は、そういう飢餓賃金というものをあえて支ご努力申し上げておるわけでございますが、それだけではなしに、それらの労働者の方々の就職、雇用、あるいはそういうものの確保をはかるために、会社に対して、解雇制限などにつきまして、いろいろ指導いたして、それらの方々の生活について、配慮いたしておるわけでございます。

ただこの方々は、一応治癒されたわけでございますので、労災保険からは、休業補償という形では、補償費を支給することができませんので、職場に復帰されますまでの間、復帰を円滑ならしめるための訓練をお受けいただいておる期間、あのような金額をご支給いたしておるわけでございます。

それ以外の、職場に復帰されますまでの間の生活費についてどうするか、という問題につきましては、先ほど申し上げました通り、会社といま交渉中である、というふうに聞いておりますので、合理的な結果に到達することを、ご期待いたしておるところでございます。

渡辺政府委員　いろいろ異議のあることは、私ども承知いたしております。ただ、私どもが治癒の認定をいたしますにつきましては、認定に当たられた医師団の一致した見解でございましたので、私どもはそれに従いまして、治癒の認定をいたしたわけでございます。

なお、いま私どもから差し上げている金額、あるいは、会社がいま申し出ている金額などにおきましては、現地における生活保護の費用よりも低いものだ。それで生活ができるか、という点につきましては、先生のおっしゃる通り、私は容易ではない問題である。かように感じておるわけでございます。

会社側とされまして、私ども詳しくは存じませんが、先生がおっしゃるように、就業規則の労働省が、監督をちゃんとしてもらいたい、と思うのです。

会社がいってきていることは、治療中の患者に対して私傷扱いをいたします。これが第一点。第二点は、今後六カ月休業。次の二カ年は、もしその間休めば休職にいたします。こんなバカなことが、災害を起こした責任者の側から出されるなんて、もってのほかだと思うのですよ、私は。

このことに対して、それじゃ、どういうふうにおとりになるのか。あわせてお伺いしたいと思います。

渡辺政府委員　一酸化炭素中毒症特別措置法の規定の九条の適用につきましては、労働省といたしましては、これらの方々に健康管理手帳を交付いたしまして、毎月一回診察、保健のための薬剤の支給、健康診断等のアフターケアを実施いたしておるところでございます。

そういう方々に対しまして、会社側が、先生がご指摘になりましたような、いろいろな態度をこの点についても、私はちゃんと、会社に対して、何らかの処置をしてほしいと思うのです。それをなすったあとで、報告していただけますか。

中山政府委員　労働省といたしましては、さっそく会社に対して実状の報告を求めますとともに、問題点に対しては、再訓練を受けておる方々に対する生活上の問題について、十分改善をなすように検討を命じたい、と考えます。

山本委員　私は、事故の責任というものは、年月が経過したからなくなるとか、あるいは軽減されるものではない、と思うのですよ。ましてや自分が起こした事故によって、犠牲を受けた人々に対して、責任なしとして、解雇をねらうそういうやり方をするということは、本当にけしからぬとうのです。そして、就業を強制してゆく。それが事実なら、私は、本当に許せない。これで、終わります。

×

（以上で討論は終わっている）

管理が会社なもので…

渡辺政府委員　いろいろ異議のあることは、私ども承知いたしております。ただ、私どもが治癒の認定をいたしますにつきましては、認定に当たられた医師団の一致した見解でございましたので、私どもはそれに従いまして、治癒の認定をいたしたわけでございます。

なお、いま私どもから差し上げている金額、あるいは、会社がいま申し出ている金額などにおきましては、現地における生活保護の費用よりも低いものだ。それで生活ができるか、という点につきましては、先生のおっしゃる通り、私は容易ではない問題である。かように感じておるわけでございます。

会社側とされまして、私ども詳しくは存じませんが、先生がおっしゃるように、就業規則の

ある〝会話〟

三川鉱のフロ場での話

これが許されるか？

責任はとらず処分とは

▼…これは、ある日の三川鉱の〝くすり風呂〟での会話である。

A「昔柳の葉を茶のかわりに飲んだげなが、会社の茶は、その柳の葉より悪かな。時々、ねばった味がするよ」

B「仕事は、ゼニにならんし」

A「いそがしかばっかりで、ゼニにはならん。少し、ゼニになるけんと思って、がまだしゃ、すぐ単価ば下げてくるけん、なーんならんたん。B作業に毛のはえたぐらいの賃金で、C作業ばするごつなかよ」

B「いっしょうけんめい仕事をしても、子どもの給料がまだ多かとは、情けんなかばい。親が、三十年も炭鉱に勤めながら、子どもの目の前では太か顔もされん」

A「そらそうと、いま現場は熱かな。昨日、午前中の仕事のごうで、昼飯ば早よう食うたばってん、半分しか食えず、残りは棄ててしもうたたん。今日も、昨日と同じ仕事と思って、朝飯は抜いてきたところが、一日じゅう昼飯食うひまがなかったけん、仕方なく上り入車のなかで食いかかったが、ひだるかつば通りこすと、うまくないので食えず、これまた棄てたばん」

B「途中で、休憩しに出ればよかったろうに」

A「係員が、『休憩せんの』といわんたん。まア、賃金にもいろいろ響くけんね。俺も、かアちゃんのためなら、エンヤコラでがまんしとっとたん。ばってん、いつまでも、がまんはしとらんばい」

B「旧労（三池労組員のこと）が、門で配っとったビラに、西日本新聞の第二組合員が、元の組合に帰ったと書かれとったが、ほんなこつじゃろか」

A「ほんなこつじゃろ。そんかうそはつかんねエ」

B「組合がわかれとるけん、弱かつだもんな。会社ン、思うごつなってゆく。だっでん、考えとっとばってんな、生活のかかっとるけん。ばってん、うかつなことはいえんたん」

A「現場は、きつかばかりでおもしろくはなし。休めば、社宅事務所が文句をいうし。かかアは、尻をひっぱたく。蒸発してしまおうごたるが。この、水虫から食われとる足を見てくれんの。こがんも、がまだしょっとゾ、俺は。くそッ！」

×

（三川指導部七分会新聞〝あせ〟、第五四号から）

熱中症患者の続発から、命と健康を守る闘いが力強いものあがりを見せている四山指導部で、いまは、一組合員・Fさんに対する〝処分〟問題でわいている。

それは元仕繰工（現在は、やむなく坑外）の人で、ことの起こりは三年前――昭和四十四年十二月一日にさかのぼる。

不意に頭上から籠

その日の午後四時五分ごろ、Fさんはいつものように坑内から昇坑すると、フロにはいるため脱衣場にはいり、自分の衣類のはいっている吊籠（四山鉱では、脱衣したものはその籠に入れ、頭の上に吊りあげる仕組みとなっている）をおろし、その場に座ってタバコをくゆらそうとした瞬間、他の人の吊籠が、Fさんの頭上へ落下。

Fさんはそのまま意識を失った。なにしろ、籠の重さが約十六キロがったのでは。

Fさんは、さっそく〝白鳩診療所〟入院。以来、頭痛、吐気、全身のしびれ、不眠など、CO患者同様の症状に悩まされながら治療。四十六年二月二日退院。

その後通院しながら治療を続けてきたものの、全身のしびれや吐気などの症状はよくならなかった。

Fさんはそれまで、会社の保安責任上当然なこと、〝公傷〟として労災補償を受けてきた。

だが、今年の二月労災補償打ち切り。CO患者への仕打ち同様、Fさんの場合も「も早や、症状が固定したから」というのである。

出勤はするものの

労災補償を打ち切られた以上、Fさんは、たとえどんなに後遺症が残っていても、すでに〝公傷〟患者ではない。そのため、二月三日からやむを得ず、出勤。本意ならずも、坑外工として。

だが、Fさんの出勤状態は無惨。具体例を三月の実績にとれば、出勤は十三日。あとは休みだけ。

Fさんの奥さんも、一家の生計を補うためにそとに働き出ているが、苦しい労働ながらも、一日の賃金八百円。Fさんは、生活のことを思う以上、歯を食いしばって働きに出なければならないが、精いっぱいの出勤で、三月分の給料はわずかに一万四千円。

現在の高物価のもとでの生活。たとえ奥さんの給料、月額二万六千円を加えても、五人家族が生きていけるはずがない。

そして処分とは…

そのFさんに、会社は四―五―六の三カ月で、「七十七方出勤しなければ、就業規則にもとずき処分する」、という。

Fさんの体をこのように傷めつけた「責任は三井鉱山だ。その責任とそとるべき会社が、逆にAさんに処分を加えようとする態度は、絶対許すことができない」。

（四山指導部四分会新聞〝あしお と〟から）

四山指導部前での集会

四山、裁判勝利・春闘集会

四山指導部では、去る十日午後五時半から、同指導部前に組合員・家族が結集、〝裁判勝利・春闘を勝ち抜く決起集会〟を開催、三月三十日、福岡高裁における判決により、三井鉱山がデッチあげた〝暴力行為〟による〝懲戒解雇〟という弾圧を見ごと粉砕輝しい勝利をおさめた谷口岩夫さんの闘いに学び、「泉の如き労働者の団結と、抵抗と、統一を一層強め、反合理化闘争としてのCO闘争・命を守る闘いを強め、当面する春闘を勝ち抜くために頑張る」、ことを誓い合った。

在日朝鮮人芸術団の合唱

メーデー前夜祭 大盛況で終る

▼…大牟田地区統一メーデー実行委員会が主催した〝第四十三回統一メーデー前夜祭〟は、会場の市民会館大ホールに観衆があふれるほど、まれに見る盛況となった。

「労働者のもつ文化創造活動の交流の場」のことを思えば当然なことともいえようが、今年はとくに沖縄復帰問題を目前にひかえた催しのために、とくに〝沖縄民謡〟に〝在日朝鮮芸術団〟の賛助出演が、花を添えたからでもあったろう。

大牟田地評では、きたる十月、二回目の〝働く者の文化祭〟の計画が進んでいる。積極的に協力してゆこう。